

県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について

1 監査の概要

- 長野県本人確認情報保護管理規程第7条の規定に基づき、セキュリティ責任者（市町村課長）は住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の適正な運用を図るために監査を実施。
- 監査の基本方針及び方法は、「県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る監査実施方針」（以下「監査実施方針」という。）に定め、これに基づきセキュリティ責任者及びネットワーク管理者（情報政策課長）が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認。

2 監査の実施方法

- 監査実施方針に基づき、事務利用機関等が自ら行う自己点検、内部監査人が監査する内部監査及び外部監査人が監査する外部監査の3種類を実施。

区分	方法等			対象機関
	内容	実施時期	監査人	
自己点検 (H20年度～)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	原則 毎年1回	各機関の責任者	事務利用機関＋運用機関（22機関） ○事務利用機関（20機関） 消防課、地域振興課、職員課、税務課、 地域福祉課、ものづくり振興課、 山岳高原観光課、国際観光推進室、 建築住宅課、国際課、 10 地方事務所地域政策課 □運用機関（2機関） 市町村課、情報政策課
内部監査 (H20年度～)	自己点検結果について内部監査人が実地に検証する	1機関 あたり	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	○事務利用機関（20機関） 同上
外部監査 (H21年度～)	自己点検結果について外部監査人が実地に検証する	3年に1回	一定の資格・能力を有する監査人	◇業務端末設置機関 (20 事務利用機関のうち 11 機関) 国際課、10 地方事務所地域政策課

3 平成27年度監査結果

- 担当者研修会等において必要なセキュリティ対策や自己点検の趣旨等について周知を図った結果、引き続き全ての監査で全項目3点満点であった。今後も、研修会や監査等を継続的に実施することを通じて、住基ネットのセキュリティの確保に努め、適切な運用を図っていく。

区分	実施機関	監査者	監査結果	指摘内容と対応
自己点検	全事務利用機関等	事務利用機関等	3.00点	改善を要する項目なし
内部監査	地域振興課、税務課、山岳高原観光課、 国際観光推進室、建築住宅課、国際課、 下伊那・北信地方事務所	市町村課、情報政策課	3.00点	改善を要する項目なし
外部監査	上小・長野地方事務所	外部監査人（TIS株）	3.00点	改善を要する項目なし